

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する案は、地方税法による固定資産税の賦課に関する事務の処理に關して地方財政委員会の職員の定員を増加し、首都建設委員会及び文化財保護委員会の設置に伴う職員の定員に關して計数を整理するために行政機関職員定員法に所要の改正を加えるものであります。

第一に、市町村の中心財源である固定資産税の賦課に関する事務については、地方財政委員会においても鋭意その事務処理に力を注いでおりますが、移動性資産、二以上の市町村に亘つて所在する固定資産及び、大規模工場等の評価と配分に関する事務の処理については現在の職員の定員を以てしては十分ではなく、この点は先般第二次シヤウブ勧告にも指摘されてゐるところでありまして、地方財政確立のために、この事務の処理に万全を期して、明年一月一日から地方財政委員会に所要の職員の定員十名を増加することにいたしました。

第二に、第七回国会で成立しました首都建設法により、総理府の外局として設置された首都建設委員会の職員の定員は、同法の附則によつて、行政機関職員定員法を改正して二十五名となりましたが、その際行政機関職員定員法第二條第一項の表中、総理府の項の計の数と合計の項の数とに、この二十五名の増加に應ずる加算が行われ得なかつたので、今回この数を加算することにしたいたしました。又、同じく第七回国会で成立いたしました文化財保護法により、文部省の外局として設置された文化財保護委員会については、その設置に當り文部本省から移管された

定員に三十五名を加えたものを以て定員と定められたのでありますが、同法では行政機関職員定員法第二條第一項の表中、合計の項の数字を改めなかつたため、この際この三十五名をも合計の数に加算することにしたいたしました。

なお今回の改正案におきまして、改正されるべきこととなつてゐる合計の項の数が現行の行政機関職員定員法の第二條第一項の表中の合計の項の数より六十七名多い数になつておりますのは、別途今国会に提出いたしております裁判所職員の定員に關する法律等の一部を改正する法律案において、連合国人に対する刑事裁判権の擴張に伴い檢察庁及び矯正機関等の職員の定員の増加を行うこととなつてゐるのに照応させたためであります。

最後に行政機関職員定員法の第二條に、「(各行政機関の定員)」という見出しを附加することにしたいたしました。以上が本改正法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは本日は、委員会はこの程度にとどめておきまして散会いたします。明日は十時から開会いたしますから、御承知置きを願ひます。

午後零時三十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 大島 定吉君
梅津 錦一君
尾山 三郎君

委員	
郡 祐一君	上條 愛一君
カニエ邦彦君	楠見 義男君
竹下 豐次君	中井 光次君
山崎 猛君	
國務大臣	
運輸大臣 山崎 猛君	
政府委員	
行政管理局 城 義臣君	
行政管理局次長 大野木克彦君	
行政管理局 中川 融君	
運輸大臣官房長 荒木茂久二君	
航空保安庁長官 松尾 靜齋君	
事務局側 常任委員会 杉田正三郎君	
專門員	

十二月四日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、地方民間調査機関の拡充に關する請願(第一九〇号)
 - 一、郡山市に営林局設置の請願(第一五〇号)
 - 一、産業教育審議会設置に關する請願(第一七九号)
 - 一、交通行政機構改正に關する請願(第二〇八号)
 - 一、恩給法等一部改正に關する請願(第二九七号)
 - 一、陸地測量師の恩給復活に關する請願(第三二〇号)
- 第一九〇号 昭和二十五年十一月二十一日受理
地方民間調査機関の拡充に關する請願
請願者 東京都千代田区駿河台

政経ビル内地方調査機関全國協議會理事長 伊藤武雄外十一名
波多野野君
わが國經濟再建のため、國土の総合開發を完全に実施することが根本要件である。しかるにこれに對する計画は往住國費の浪費に終り、その効果を發揮してゐないから、地方經濟の科學的實証的調査を実施し、國土開發の完全を期するため、當面の財政難のため、その機能を充分に發揮してゐない地方の民間調査機関の拡充強化を図られたいとの請願。

第一五〇号 昭和二十五年十一月二十四日受理
郡山市に営林局設置の請願
請願者 福島県郡山市長 本間 善庫外一名

紹介議員 橋本壽右衛門君
福島県の森林面積は日本森林面積の一割、国有林面積は全國の一割二分を占める広範囲にもかかわらず、営林局管轄は前橋営林局に属し、地域的にも不合理的であるばかりでなく、福島県郡山市は福島県の最中央部に在つて、連絡、經營の面からも、事務費や時間も大きな節約ができるから、郡山市に営林局を設置せられたいとの請願。

第一七九号 昭和二十五年十一月十四日受理
産業教育審議会設置に關する請願
請願者 東京都港区芝公園中央労働会館内日本勤勞者教育協會内 末延一二三外一名
紹介議員 波多野野君
經營者に對する科學的民主的經營理念

の普及徹底、部課長級の教育訓練、職場監督者に對する能力賦與、徒弟および一般工員の資質技能の向上等は、わが國産業の振興に極めて重要な關係がある。しかるに現在これらの産業教育が夫々の所管省局等によつて各別に行われてゐるため、不利不便はなはだしく、その効果が發揮されてゐないから、産業教育全般を総合調整する審議機關を内閣に設置せられたいとの請願。

第二〇八号 昭和二十五年十一月十四日受理
交通行政機構改正に關する請願
請願者 東京都中央区銀座西二ノ一三洋ビル内社団法人日本自動車會議所會長 村上義一

紹介議員 岡田信次君
交通行政機構として現在運輸省の下に鉄道、海運、港灣および自動車交通等が統轄され鉄道に關しては鐵道道の監督ばかりでなく鐵道車両生産事業および陸運機器工業等を所掌した海運に關しては海運の監督と共に造船事業および港灣關係業務を併せて所掌しつつあるが自動車交通に關しては道路行政は建設省、自動車生産事業その他の行政事務は通産省等に分割所掌されその間に統一した連絡がないため自動車交通事業の發達を阻害してゐるから、これ等行政を総合的に所掌する交通省を設置せられたい。又鐵道行政と自動車行政は一局に統合することなく現行のように併存せられると共に觀光事業および之に關連する國立公園の行政を交通省の所管にせられたいとの請願。

第二九七号 昭和二十五年十二月二十五日受理

恩給法等一部改正に関する請願

請願者 山口県下関市後町国立

下関病院内 村上健吉

外一名

紹介議員 中川以良君

現在一般官吏に対する普通恩給は、給與ベースの上昇に応じて増額されているが、旧軍人軍属に対する傷病恩給は以前として低額のまますえ置かれ、さらにこれらの傷病恩給あるいは一時賜金の受給者は未復員者給與法から除外されているため、国立病院や療養所等の入院費用はすべて自己負担となり、現在の物価高と相まつて患者の肉体的精神的苦痛は言語に絶する有様であるから、民生安定と社会不安除去のため、恩給法及び未復員者給與法中一部改正をせられたいとの請願。

第三二〇号 昭和二十五年十一月二十五日受理

陸地測量師の恩給復活に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市坂ノ下

一六六 田中孫六外四名

紹介議員 松原一彦君

請願者は、旧陸地測量部高等文官技術者として永年奉職し、今次大戦以前に定年制あるいは疾病により退官後夫々定額の恩給を支給されていたが、終戦後間もなく勅令により恩給支給を停止されたため、生活に困り他に職を求めんと努力したが、高齢のこととて、その途もふさがれ現在悲愴な境遇に陥っているのにひきかえ、元同じ官衙に同じ職務で在勤していた判任文官技術者に対しては、引続き恩給が支給されているのは不合理であるから、旧陸地測量部高等文官技術者に対する恩給復活の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所